

A 様

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	佐 伯 育 三
同	橋 本 秀 一
同	松 本 しゅうじ

老人クラブにおける募金活動に関する住民監査請求について（通知）

平成 22 年 3 月 2 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

平成 22 年 3 月 2 日付をもって受付けた住民監査請求書は次のとおりである。

1. 資料 No1. (起因の根幹～重要かつ不法行為者の自証.レポート) (添付)
2. // No2.～右側名刺コピー (コンタクトの年,月,日,記載,除く B 氏) 5 氏に 1 項 (添付)
// No1.を取交し, C の交通安全会は非会員, 無資格の根拠
// No5.会則 (添付)

第 5 条 (会員) 3-①会費納入～無負担, 非会員
2-①諸行事参加～無資格, 非権利

第 9 条 (総会) ～議決事項である.

活動方針 (補助要綱第 15 条事業のこと) では (添付) ←資料 No3. 14.募金関係 (福祉・共同・日赤十字等) の承認は受けたが, 該募金は, 非承認募金である
さらに 2.月例会, 7.P 会 (資料 No3.活動計画承認事項～参照) という公式会場に於て,
該募金を実行した不法行為者は, 2 年 10 ヶ月 (34 ヶ月) 69 回 ¥128,193 円を非会員
の自由裁量に委ね, 老人会員を錯誤させた。

この行為は, 補助金の受給権をもつ老人会として,

(A)神戸市老人クラブ運営基準 (資料添付)

(1)定義

(2)運営(ア)

(B)神戸市老人クラブ補助要綱（添付資料）

第 16 条（届出義務）(4)

第 17 条（補助金の返還）(1)(4)

以上、トリプルの反ルール・(規約)・準拠法に抵触)で老人会員を 34 ヶ月の長期間に亘り、不法行為で欺いた。行政指導求めた。

3. 神監 1 第 261 号第 2 指摘事項は、上記 2 項記載の

(1) 5 氏に資料 No1.D（不法行為者）の自証により C から、E・D に働き掛けた（口頭申入れ）

E・D は、老人会公式会場（議決した活動計画）

2. 月例会（担当～E）

7. P 会（担当 D）

に於て、参加した老人会々員に向って、資料 No1.記載の如く推せん勧誘を初回、2～3 分の口頭で懇懇した。これは、反自主的概念で働き掛けている。

4. 神市保高高第 114 号は、(資料 No2～添付)

(1)同資料,右側 (F 氏レター) 下段にメモ

20-3-26G 課長・H 係長と不法行為者 3 名が、Q 福祉センターで会話内容～自主的表現は資料 No1・D レポを虚構

(2) 20-3-27,右側へ赤線矢印の如く、当方 I 宅へ「自主的カンパは行政指導駄目」の Tel (A は、H19.9.26 名刺記入, 対応緩慢, 6 ヶ月経過)

(3)その結果、神市保高高第 114 号となった。(資料 No2.)

①資料 No1 の (3 項(1)詳述) 検証・不実行

②不法行為者の発言 100%を取り上げ上記(1)(2)及び該文書,神市保高高第 114 号 5 行目「例えば…想定しています」は補助要綱第 17 条(5)の事であり、行政指導を求めた。

A が 5 氏に求めた 2 項全般に亘り、不作為によって、忌避した行為は、地方自治法第 24 条 2 項「ただし正当な理由があるときはこの限りでない」に該当し、再吟味を希求します。

5. 上記添付資料その他

No6.市長への手紙（第 4 信）

No7.C が「自主的カンパ」の虚構相談（資料 No1 比）

No8.不法行為者 3 名が「自主的カンパ」は資料 No1 の D レポートの自証 (E も是認)

H19.8.3 に資料 No1 が話合いの参加者 I・J・A・E・D に配布

第2 受理できない理由

地方自治法第242条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、執行機関又は職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的とするものである。

本件請求内容は請求書上、上記の要件を満たしていない。

「該募金を月例会、P会という公式会場に於て、実行した不法行為者は、2年10ヶ月（34ヶ月）69回¥128,193円を非会員の自由裁量に委ね、老人会員を錯誤させた。この行為は、補助金の受給権をもつ老人会として、『神戸市老人クラブ運営基準』、『神戸市老人クラブ補助要綱』、…、反ルールで老人会員を…不法行為で欺いた。行政指導求めた。自分が5氏に求めた…全般に亘り、不作為によって、忌避した行為は、…、再吟味を希求します。」などと請求しているが、これは、神戸市の執行機関又は職員による財務会計上の行為に関する請求ではない。

よって、本件請求は、地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理することができない。